優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千二十九万三千八百十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千七百三十六万七千八百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000357/j83x/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七千七百三十六万七千八百六十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千六百二十九万五百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000351/4cf9/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八千六百二十九万五百十三口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十三日

東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号

ＡＬＳＯＫ関東デリバリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　深野　智之

訂正公告

令和七年五月十二日（号外第一〇四号）掲載の資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告中、住所に「東京都新宿区西新宿３丁目20番20号　東京オペラシティタワー52階」とあるは「東京都新宿区西新宿３―20―２　東京オペラシティタワー52Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十三日

東京都新宿区西新宿三―二〇―二　東京オペラシティタワー五二Ｆ

株式会社ビデオマーケット

代表取締役　小野寺圭一

令和七年五月二十一日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　浅尾慶一郎

令和七年五月二十二日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

農林水産大臣　小泉進次郎

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十八号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三一四ページ一二行目の「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「この項及び次項」に改め、「は「国外居住扶養親族（以下第十項まで」を「国外居住扶養親族等（以下この項及び次項」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「国外居住扶養親族が」を「国外居住扶養親族等が」に改め、同項第二号及び」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三一八	二	終りから一八	二税額を	場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる税額を
〃	〃	一六	同条第八項	同項第二号及び同条第八項
〃	〃	終りから一八	及び	並びに
〃	〃	六	確定所得申告書	確定申告書

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十九号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一七	二	二〇終りから一一	当該法令	当該所在地国の租税に関する法令
〃	〃	一一	七」に	一に、「この項」を「この条」に
三二二	〃	一三	繰延税金資産	第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産
三二三	一二	一二	「調整後対象租税額の計算」を削り	「第百五十五条の三十五第一項第二号」の下に「（調整後対象租税額の計算）」を加え
三二四	（印刷誤り）	終りから一二	は、「	は「

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十二号（消費税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三五	一	終りから一一	当該輸出に係る運送契約が当該	当該資産の輸出に係る資産

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十六号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三六五	一	終りから四	に	に当該不適用事業年度における

三六九ページ五行目と六行目の間に次のように加える。

第二十三条の八の八第十四項第三号中「日まで引き続き三年以上にわたり」を「直前において」に改める。

（印刷誤り）

三五七ページ終りから一六行目から三七二ページ終りから一八行目までの行頭をそれぞれ一字下げる。

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第三十四号（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三八一	一	終りから一〇～九	令和二年改正省令	令和二年改正規則

令和七年三月三十一日（号外特第八号）財務省告示第八十四号（所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四六六	一	終りから七	同項第二号	本文第二項第二号

令和七年四月一日（号外第七十三号）財務省告示第九十五号（寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。